

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の六の二の改正規定中「第九十条の六の二第一項中「調製品」の下に「同表」を加え、「平成二十三年三月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に改め、同条第五項」を「第九十条の六の二第五項」に、「並びに第三項」を「、第三項並びに第四項」に改める。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の七の改正規定中「中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改め「同号」を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第九十条の八第一項の改正規定、同条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条を同法第九十条の八の二とし、同法第六章第三節の三中同条の前に一条を加える改正規定、同法第九十条の九の改正規定、同法第九十条の十一第一項第一号の改正規定、同法第九十条の十二第一項第三号の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条第一項第三号の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定並びに同法第九十七条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第九十八条の表の改正規定の前に次のように加える。

第九十七条の二第一項第一号中「第七十条第五項」を「第七十条第四項」に改め、同条第二十四項中「第七十四条の二第二項」を「第七十四条の十四第二項」に改める。

第二十条中租税特別措置法第九十八条の表の改正規定を削る。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を削る。

第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十条に二項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定を削る。

第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中所得税法等の一部を改正する法律附則第八条の改正規定並びに同法附則第三十二条第一項、第三十三条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第九十四条第二項及び第四項の改正規定を削る。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を削る。

附則第一条第一号中「次に掲げる規定」を「第十七条中国税通則法の目次の改正規定（「第一百二十八条」

を「第一百二十九条」に改める部分に限る。）、同法第一百二十八条第一項の改正規定、同条を同法第一百二十九条とする改正規定及び同法第一百二十七条を同法第一百二十八条とし、同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定（第一百二十七条第一号に係る部分に限る。）」に改め、同号イからソまでを削り、同条第二号から第六号までを次のように改める。

二 第十九条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の一 石油石炭税法の特例（第九十条の四一  
「第三節の二 石油石炭税法の特例

第九十条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の  
第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

三の四）に改める部分に限る。）、同法第六章第二節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加え

」

る改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第八十七条から第九十一条までの規定 平

成二十三年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条第三項の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百二十二条第一項の改正規定、同法第一百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号ロ並びに第一百六十条第一項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条第一項第五号の改正規定、同法第一百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一条の改正規定、同法第一百三条第一項の改正規定、同法第二百二十八条の四第三項の改正規定、同法第一百三十三条から第一百三十六条までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五九の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三

条から第七条まで及び第九条の規定

ロ 第二条中法人税法第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第百五十七条までの改正規定並びに同法第百六十二条の改正規定並びに附則第二十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二及び第三十四条第六項の改正規定、同法第五十九条第六項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定並びに同法第七十条の改正規定並びに附則第三十一条の規定

ニ 第四条の規定（地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十五条第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第三十三条第二項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定、同法

第五十三条を削り、同法第五十三条の二を同法第五十三条とする改正規定及び同法第五十八条第一項第十三号を削る改正規定並びに附則第三十四条第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条を削る改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第六号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三十四条第二項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条第八項の改正規定（「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る部分に限る。）、同法第二十六条を削り、同法第二十六条の二を同法第二十六条とする改正規定及び同法第二十八条第七号を削る改正規定並びに附則第三十四条第三項の規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第十六条を削る改正規定及び同法第十七条の改正規定並びに附則第三十四条第四項の規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、

同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定並びに附則第三十四条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、

同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定並びに附則第三十四条第六項の規定

#### 第三十四条第六項の規定

ヲ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第三十四条第七項の規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を同法第十三条とする改正規定及び同法第十五条の改正規定並びに附則第三十四条第八項の規定

力 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二条を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を同法第二十二条とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三条とし、同法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第三十六条の規定

ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第一百一十六条の次に一条を加える改正規定（第一百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条の規定

タ 第十八条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第四十四条第二項から第四項までの規定

レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改

正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の三の改正規定、同法第三十一条第三項第一号及び第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十二条の二の二第三項の改正規定、同法第四十二条の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第八項の改正規定、同法第六十一条の十六の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十二条の三第四項第六号の改正規定、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条的四第八項の改正規定、同法第六十一条的十六的改正規定、同法第六十二条的八的第八項的改正規定、同法第六十二条的三第四项第六号的改正规定、同法第六十二条的八的第八项的改正规定、同法第六十六条的四第八项的改正规定、同法第六十一条的十六的改正规定、同法第六十二条的八的第八项的次に一項を加える改正規定、同法第六十八条的六十七第七项的改正规定、同法第六十八条的八十八第八项的改正规定、同法第六十一条第二号的改正规定、同项を同条第十三项とする改正规定、同条第十项的改正规定、同条第九项的改正规定、同项を同条第十项とし、同项の次に一項を加える改正規定、同条第八项的改正规定、同条第十一项第二号的改正规定、同项を同条第十三项とする改正规定、同条第十项的改正规定、同条第九项的改正规定、同项を同条第十项とし、同项の次に一項を加える改正規定、同条第八项的次に一項を加える改正規定、同法第八十七条的八的改正规定、同法第八十八条的六的改正规定、

同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六条、第五十二条、第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで、第八十三条、第八十四条第一項から第三項まで、第八十六条、第九十二条及び第九十八条（附則第四十九条第四項の改正規定に限る。）の規定

ソ 第二十条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第九十三条の規定

ツ 第二十二条及び附則第九十四条の規定

ネ 第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

第十九条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第九十五条の規定

四 第一条中所得税法第二百三十一条の一の改正規定及び附則第八条の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九条中租税特別措置法第三十七条の十四の改正規定 平成二十六年一月一日

六 附則第一百一条の規定 預金保険法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十五号）の施行の日

附則第一条第七号から第十二号までを削る。

附則第二条中「附則第十五条」を「附則第八条」に改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条を附則第四条とし、附則第六条を附則第五条とし、附則第七条及び第八条を削る。

附則第九条第一項中「旧所得税法」を「第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条まで、第41条及び第43条において「旧所得税法」という。）」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第十条を附則第七条とし、附則第十二条から第十四条までを削り、附則第十五条を附則第八条とし、

附則第十六条を附則第九条とし、附則第十七条を附則第十条とし、附則第十八条を削る。

附則第十九条中「附則第二十六条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第二十条を削り、附則第二十一条を附則第十二条とする。

附則第二十二条第六項中「第二十条」を「第十九条」に、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済

社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第二十三条を附則第十四条とし、附則第二十四条から第二十七条までを九条ずつ繰り上げる。

附則第二十八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十二条第四項」を「附則第十三项中「一項」に改め、同条第二項中「附則第二十二条第四項」を「附則第十三条第四項」に改め、同条第三項中「所得稅法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十八条第一項」を「附則第十九条第一項」に、「附則第二十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第二十九条中「附則第三十二条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第二十条とする。  
附則第三十条を附則第二十一条とする。

附則第三十一条第一項中「、第五項（第四号に係る部分に限る。）」を削り、同条第五項を削り、同条を附則第二十二条とする。

附則第三十二条を附則第二十三条とし、附則第三十三条を附則第二十四条とし、附則第三十四条を削り、附則第三十五条を附則第二十五条とする。

附則第三十六条第一項中「附則第四十四条」を「附則第三十条」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第三十七条第一項中「附則第四十五条まで、第五十五条及び第一百四十二条第二項」を「附則第三十一條まで、第四十二条及び第八十五条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第二十七条とする。

附則第三十八条を附則第二十八条とし、附則第三十九条を附則第二十九条とし、附則第四十条を附則第三十条とし、附則第四十二条から第四十四条までを削り、附則第四十五条を附則第三十二条とし、附則第四十六条を附則第三十二条とする。

附則第四十七条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「新消費税法第五十六条の規定」を「第六条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第五十六条の規定」に改め、「当該申告書に係る」の下に「同法第十九条に規定する」を加え、「旧消費税法」を「第六条の規定による改正前の消費税法（次項及び附則第四十二条において「旧消費税法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項を同条第二項とし、同条を附則第三十三条とする。

附則第四十八条を附則第三十四条とし、附則第四十九条を附則第三十五条とし、附則第五十条を附則第三十六条とする。

附則第五十一条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「第十七条の規定による改正後の国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律（以下「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律」という。）」に改め、同条を附則第三十七条とする。

附則第五十二条中「旧国税通則法」を「第十七条の規定による改正前の国税通則法（以下「旧国税通則法」という。）」に改め、同条を附則第三十八条とする。

附則第五十三条を附則第三十九条とし、附則第五十四条から第五十七条までを十四条ずつ繰り上げる。

附則第五十八条第一項及び第二項中「第十九条」を「第十八条」に改め、同条を附則第四十四条とする。

附則第五十九条中「新租税特別措置法第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は」に改め、同条を附則第四十五条とする。

附則第六十条から第六十三条までを削る。

附則第六十四条第一項を削り、同条第二項中「第十項」の下に「、第二十九条の三第七項及び第九項」を加え、「旧租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十一の三第十二項又は第四十一条の十二第二十五項」を「第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第八項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の三第十一項又は第四十一条の十二第十四項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十三項」の下に「、第二十九条の三第八項、第十項（第八項に係る部分に限る。）及び第十二項」を、「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項」の下に「、第二十九条の三第八項」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十九条の二第十二項」の下に「、第二十九条の三第十一項」を加え、同項を同条第三項とし、同条を附則第四十六条とする。

附則第六十五条を削る。

附則第六十六条中「旧租税特別措置法」を「第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）」に、「控除される金額がある場合には、当該金額」を「次条第三項」に、「控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制

の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、「の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」を削り、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第六十六条」を「附則第四十七条」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第六十七条第一項を削り、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第六十六条」を「附則第四十七条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同項を同条とし、同条を附則第四十八条とする。

附則第六十八条を附則第四十九条とする。

附則第六十九条中「附則第六十六条」を「附則第四十七条」に、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十条とする。

附則第七十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」

に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十一條の三第二項第一号」に、「をする同項」を「（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をする同条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一條の四第一項」を「第十一條の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第十二項までを削り、同条を附則第五十一条とする。

附則第七十一条を附則第五十二条とし、附則第七十二条から第八十九条までを削る。

附則第九十条中「新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか」を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は」に改め、同条を附則第五十三条とする。

附則第九十一条を削り、附則第九十二条を附則第五十四条とし、附則第九十三条を附則第五十五条とする。

附則第九十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に「、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に、「並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十一第二項、第三項

及び第五項並びに第四十二条の十二」に改め、同表第三項の項中「控除される金額がある場合には、当該金額」を「次条第二項」に改め、「控除される金額がある場合又は」及び「の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」を削り、同表第四項の項中「附則第一百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表第五項の項中「次条第五項」の下に「、第四十二条の六第五項」を、「、第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加え、同表第十二項の項及び第十三項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十六条とする。

附則第九十五条第一項を削り、同条第二項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 新租税特別措置法第四十二条の五第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が

到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則第九十五条を附則第五十七条とし、附則第九十六条から第九十八条までを三十八条ずつ繰り上げ、附則第九十九条を附則第六十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則第一百条を削る。

附則第一百一条第一項中「附則第九十四条の規定の」を「附則第五十六条の規定の」に改め、同項の表第一項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第六十四条とする。

附則第一百二条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「以後に取得等」の下に「（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、「同項に」を「同条第一項に」に、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条の二第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項から第十九項までを削り、同条を附則第六十五条とする。

附則第一百三条第一項の表第三項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に

対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第百三十条第一項」を「附則第八十二条第一項」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表第十一項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第百三十条第一項」を「附則第八十二条第一項」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第一百二条第一項」を「附則第六十六条第一項」に改め、同条第三項中「附則第百三十条第四項」を「附則第八十二条第四項」に改め、同条第八項中「附則第百三十条第六項前段」を「附則第八十二条第六項前段」に改め、同条第九項及び第十項中「附則第百三十条第六項」を「附則第八十二条第六項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「附則第一百三十条第八項前段」を「附則第八十二条第八項前段」に改め、同条第十五項中「附則第一百三十条第八項」を「附則第八十二条第八項」に改め、同条第十七項及び第十八項中「附則第一百三十条第十项前段」を「附則第八十二条第十一項前段」に改め、同条第十九項を「附則第一百四十七条」とし、附則第百五条及び第百六条を削る。

附則第百七条第一項中「附則第五十五条」を「附則第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「附則第三

十五条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第六十八条とする。

附則第一百八条を削る。

附則第一百九条第一項を削り、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を附則第六十九条とする。

附則第一百十条から第一百十八条までを削り、附則第一百十九条を附則第七十条とし、附則第一百二十条を附則第七十一条とする。

附則第一百二十二条の表第二項の項中「次条第二項」の下に「、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に、「並びに第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に改め、同表第三項の項を次のように改める。

第三項	次条第二項
	新租税特別措置法第六十八条の十第二項

附則第一百二十二条の表第四項の項中「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十

「九条」に改め、同表第五項の項中「次条第五項」の下に「、第六十八条の十一第五項」を、「第六十八条の十四第五項」の下に「、第六十八条の十五第五項」を加え、同表第十三項の項及び第十四項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第七百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第七十二条とする。

附則第七百二十二条第一項を削り、同条第二項の表第二項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第七百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表第三項の項を次のように改める。

第三項	控除される金額がある場合には、 当該金額
控除される金額がある場合には、 当該金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額

同項	前項
又はその連結子法人に帰せられる 金額がある場合には、当該金額	若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合 又は旧効力措置法第六十八条の十第二項若しくは第三 項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する 調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親 法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある 場合には、これらの金額

附則第一百二十二条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

- 2 新租税特別措置法第六十八条の十第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則第一百二十二条を附則第七十三条とし、附則第一百二十三条から第一百一十五条までを四十九条ずつ繰り上げ、附則第一百二十六条を附則第七十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

附則第百二十七条を削る。

附則第二百二十八条第一項中「附則第二十一条の規定の」を「附則第七十二条の規定の」に改め、同項の表第一項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十一条」を「附則第七十二条」に、「第二十

条」を「第十九条」に改め、同条を附則第八十条とする。

附則第一百二十九条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「以後に取得等」の下に「（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、「同項に」を「同条第一項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項から第十九項までを削り、同条を附則第八十一条とする。

附則第一百三十条第一項の表第三項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一百三条第一項」を「附則第六十六条第一項」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表第十項の項中「所得税法等の一部を改正した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一百三条第一項」を「附則第六十六条第一項」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第一百三十条第一項」を「附則第八十二条第一項」に改め、同条第三項中「附則第一百三条第四項」を「附則第六十六条第四項」に改め、同条第六項中「附則第一百三条第二項」を「附則第六十六条第二項」に改め、同条第七項中「附則第一百三条第八項」を「附則第六十六条第八項」に改め、同条第八項中「附則第一百三条第二項

」を「附則第六十六条第二項」に改め、同条第十項中「附則第一百三条第十一項」を「附則第六十六条第十一項」に改め、同条第十一項中「附則第一百三条第二項」を「附則第六十六条第二項」に改め、同条第十二項中「附則第一百三条第十五項」を「附則第六十六条第十五項」に改め、同条を附則第八十二条とする。

附則第一百三十一条から第一百二十三条までを削る。

附則第一百三十四条第一項中「附則第五十五条」を「附則第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十五条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第八十三条とする。

附則第一百三十五条を削る。

附則第一百三十六条第一項を削り、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を附則第八十四条とする。

附則第一百三十七条から第一百四十条までを削る。

附則第一百四十二条第一項中「、第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十五条とする。

附則第百四十二条を削り、附則第百四十三条を附則第八十六条とし、附則第百四十四条を附則第八十七条とする。

附則第一百四十五条第一項中「及び所得税法等の一部を改正する法律」を「及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第百四十四条第二項」を「附則第八十七条第二項」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一百四十四条第二項第三号」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十七条第二項第三号」に改め、同条第二項中「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同条第三項中「第四条」を「同条第四項中「第四条」に改め、同条を附則第八十八条とする。

附則第一百四十六条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一百四十四条第二項第一号」を「附則第八十七条第二項第一号」に改め、同条第二項中「並びに第三項」を「、第三項並びに第四項」に改め、同条を附則第八十九条とする。

附則第一百四十七条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税

制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第百四十四条第二項第一号」を「附則第八十七条第二項第一号」に改め、同条を附則第九十条とする。

附則第百四十八条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第百四十四条第二項第一号」を「附則第八十七条第二項第一号」に改め、同条を附則第九十一条とする。

附則第一百四十九条第一項中「附則第百四十五条第二項」を「附則第八十八条第二項」に、「附則第一百四十六条第二項」を「附則第八十九条第二項」に改め、同条を附則第九十二条とする。

附則第一百五十条及び第一百五十一条を削る。

附則第一百五十二条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第一百五十三条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「新国外送金等調書法」を「第二十一条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）」に、「旧国外送金等調書法」を「第二十一条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に

改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条を附則第九十四条とする。

附則第一百五十四条第一項中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同条を附則第九十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十六条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十五条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十六条第四項及び第十七条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義

務に関する法律」に改める。

第二十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十四条第五項及び第二十五条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十四条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十六条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十八条第一項中「贈与」の下に「（平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあつては、

同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与）」を加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第九条中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

(国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十七条 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条(見出しを含む。)中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち所得税法等の一部を改正する法律附則第一百六十八条の次に一条を加える改正規定中「附則第一百六十八条」を「附則第一百八条」に改め、附則第一百六十八条の二を附則第一百八条の二とする。

(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第四十九条第四項中「第十九項」を「第二十二項」に改める。

附則第八十条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第一百五十五条及び第一百五十六条を削り、附則第一百五十七条を附則第九十九条とし、附則第一百五十八条を削り、附則第一百五十九条を附則第一百条とし、同条の次に次の一条を加える。

(預金保険法の一部改正)

第一百一条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第三項中「所得稅法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得稅法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十三条第二項各号」を「附則第十四条第二項各号」に改める。

附則第一百六十条及び第一百六十一条を削り、附則第一百六十二条を附則第一百二条とし、附則第一百六十三条を附則第一百三条とし、附則第一百六十四条を附則第一百四条とし、附則第一百六十五条を削り、附則第一百六十六条を附則第一百五条とし、附則第一百六十七条を附則第一百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百七条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号及び第四号中「所得稅法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得稅法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第一百六十八条を附則第一百八条とし、附則第一百六十九条を附則第一百九条とする。